

生駒市条例第30号

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員の定数を定める条例（平成13年6月生駒市条例第18号）

の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「22人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の生駒市議会の議員の定数を定める
条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。